

2016年4月1日

総務部

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）による  
事業主行動計画  
（第1期）

1.（目的）

女性活躍推進法施行に伴い、当社における事業主行動計画等を定める。

2.（計画期間）

2016年4月1日から2021年3月31日までの5ヵ年計画（第1期）とする。なお、計画期間終了時には、改めてつぎの計画期間について2年以上5年以下の範囲で定めるものとする。

3.（当社の課題）

- ・女性の採用が少ない
- ・女性の管理職が少ない

4.（目標と取組内容）

- ・両立支援制度の周知につき該当者全員にアナウンスを実施
- ・育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対し、適切な研修の実施

5.（情報公表）

- ・男女の平均勤続年数の差異                      男性 7.5 年、女性 7.2 年
- ・労働者の一月あたりの平均残業時間                      13.4 時間

6.（付 則）

本事業主行動計画は、本社総務部長が策定、改定、追加、削除を行う。